

金沢美術工芸大学科学研究費補助制度の奨励について

平成 22 年 4 月 1 日

内規第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この内規は、金沢美術工芸大学の教員(以下「教員」という。)の研究活動の活性化を図り、文部科学省及び日本学術振興会(以下「文部科学省等」という。)の科学研究費補助金(以下「科研費」という。)制度の積極的活用を促すために、金沢美術工芸大学教員研究費交付要綱第 2 条第 1 項第 3 号に定める奨励研究(以下「奨励研究」という。)として取り扱い、その研究を奨励し支援するために教員研究費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる研究)

第 2 条 奨励研究の対象となる研究は、美大教員が申請し、文部科学省等の科研費の交付対象となった研究(以下「研究」という。)とする。

(研究費の交付)

第 3 条 交付金は、研究を行う美大教員又は美大教員が主催する研究会に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(交付する額)

第 4 条 交付金は、科研費の決定額を超過する額に対し交付することとし、その額は、科研費の決定額の 2 分の 1 に相当する額以内の額とする。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。